

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

ページ

○消費生活条例施行規則の一部を改正する規則	（消費生活・文化課）	一
○消費生活協同組合事業運営資金貸付規則を廃止する規則	（ 同 ）	一
○平成二十二年における入札保証金の免除の特例に関する規則	（会 計 課）	一
告 示		
○県自然環境保全地域の指定	（自然保護課）	二
○県自然環境保全地域に関する保全計画の概要	（ 同 ）	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	三
○認証食品の認証	（食産業振興課）	三
○飼料試験結果の公表	（畜 産 課）	三
○道路の区域変更	（道 路 課）	五
○道路の供用開始（二件）	（ 同 ）	五
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	（都市計画課）	五
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	（東部地方振興事務所）	五
公 告		
○開発行為に関する工事的完了（二件）	（建築宅地課）	六
正 誤		
○宮城県公報平成一九年号外第一七号中		八

規 則

消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

○宮城県規則第十七号

消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

消費生活条例施行規則（昭和五十一年宮城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十四条第一項第一号」を「第十四条第一号」に改める。

第三条中「第十四条第一項第二号」を「第十四条第二号」に改める。

第四条中「第十四条第一項第三号」を「第十四条第三号」に改める。

第五条中「第十四条第一項第四号」を「第十四条第四号」に改める。

第六条中「第十四条第一項第五号」を「第十四条第五号」に改める。

第七条中「第十四条第一項第六号」を「第十四条第六号」に改める。

第八条第一項中「第十四条第一項第七号」を「第十四条第七号」に改め、同条第二項第二号中「第四条の四第一項」を「第三十五条の三の十第一項及び第三十五条の三の十一第一項から第三項まで」に改める。

第九条中「第十四条第一項第八号」を「第十四条第八号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消費生活協同組合事業運営資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

消費生活協同組合事業運営資金貸付規則を廃止する規則

消費生活協同組合事業運営資金貸付規則（昭和二十八年宮城県規則第三十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十二年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

消費生活協同組合事業運営資金貸付規則を廃止する規則

消費生活協同組合事業運営資金貸付規則（昭和二十八年宮城県規則第三十二号）は、廃止する。

平成二十二年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十二年三月二十三日

消費生活協同組合事業運営資金貸付規則を廃止する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県が物品の調達若しくは借受け若しくは役務の調達に係る契約又は電気の供給を受ける契約を締結するために平成二十二年度において行う一般競争入札又は指名競争入札における入札保証金の免除に関し、財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の特例を定めるものとする。

(入札保証金の免除の特例)

第二条 契約執行者は、財務規則第九十八条第一項(同規則第七百七条において準用する場合を含む。)に規定する場合のほか、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

告 示

○宮城県告示第二百三十四号

自然環境保全条例(昭和四十七年宮城県条例第二十五号)第十二条第一項の規定により、県自然環境保全地域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称

荒沢県自然環境保全地域

二 区域

加美郡加美町字鹿原荒沢及び字鹿原田谷地の全部並びに字鹿原上荒沢、字鹿原田谷地二ノ及び字鹿原上台野の各一部(次の図に示すとおりとする。)(面積七百五十四・六ヘクタール)

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(環境生活部自然保護課)及び宮城県北部地方振興事務所並びに加美町役場(森林整備対策室)に備え置く。

○宮城県告示第二百三十五号

自然環境保全条例(昭和四十七年宮城県条例第二十五号)第十三条第一項の規定により決定した荒沢県自然環境保全地域に関する保全計画の概要は、次のとおりである。

平成二十二年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保全に関する基本的な事項

1 保全すべき自然環境の特質

この地域は、全国でも有数の巨大地すべり地帯として知られており、スゲ沼巨大地すべり地と呼ばれている。火山及び河岸段丘で造られた原地形が大規模な地すべりによって極めて複雑で変化に富んだ地形となり、その地形変化に伴い水系が錯綜している地域となっている。そのため、この地域においては、多数の池沼及び湿原が形成され、名称のある沼だけでも二十八箇所を数える。このような多数の池沼及び湿地の周囲には、特色のある湿生植物群落、ミスゴケ群落、抽水植物群落及び水生植物群落が見られる。これらの中でもヤチスゲ群落、サギスゲ群落、オオイヌノハナヒゲ群落、サドスゲ群落等の湿生植物群落は県内で数少ない群落であり、特に希少種であるヤチスギランが密生するところがある。また、抽水植物群落に見られるミスドクサ群落は、県内でも最大規模のものである。このように特記すべき多くの植物群落が発達しているこの地域の植生は貴重である。

なお、この植物群落の中で、宮城県レッドデータブックの絶滅危惧 類に分類されているヒメビシ、サクラソウ、ミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ、マツムシソウ、キキョウ、ホソバヒルムシロ、サルメンエビネ、サギソウ、ミストンボ及びトキソウが確認されている。また、この地域で最も特徴づけるトンボ類が多く生息し、これらの中でカラカネイトトンボ及びルリイトトンボは県内で唯一の生息地となっており、オゼイトトンボ、サラサヤンマ及びハッチョウトンボについても、県内で最も個体数が多く生息する地域となっている。

以上のことから、この地域は複雑な水系を基にして希少な動植物が多数生息しており、この良好な自然環境を県民のかけがえのない貴重な財産として保全していくためには、各種行為の規制を行うほか、生物的・自然的条件を崩さないように適正な管理を行うことが必要である。

なお、森林施業については、関係者間で必要な調整を図りながら進めることとする。

2 権利制限関係等の概要

根拠法令	地域(地区)名等	備考
砂防法(明治三十年法律第二十九号)	砂防指定地	大滝川砂防指定地
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)	水源のかん養保安林 土砂の流出の防備保安林 公衆の保健保安林	

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）	地すべり防止区域	大滝地すべり防止区域
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）	特定猟具使用禁止区域（銃）	

二 保全のための規制に関する事項

貴重な自然環境を有する本地域を、県民のかけがえのない財産として保全するため、自然環境保全条例第二十一条第一項各号に掲げる行為について規制を行う。

三 保全のための施設に関する事項

自然探索路のある田谷地区は、県民が気軽に自然とふれあうことができる貴重なフィールドであり、荒沢自然館を利用した環境教育を行う場となっている。このため、来訪者のためにこの地域の適正な管理を図るため、主要な箇所に案内板及び標識を設置する。

○宮城県告示第二百三十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二〇〇三五六	サンネットなごみ石巻市蛇田字小斎二十九	就労継続支援B型	社会福祉法人石巻祥心会	平成二十二年四月一日
○四一〇二〇〇五六二	アースサポート株式会社石巻在宅サービスセンター石巻市蛇田字下谷地一番地六	居宅介護、重度訪問介護	アースサポート株式会社	平成二十二年三月一日
○四二二七〇〇三七九	パン工房 わ・は・	就労継続支援B型	社会福祉法人みんなの輪	平成二十二年四月一日

安全性に関する検査

平成二十一年十一月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年
----------------	------	--------------	--------------	---------

試 験 項 目

違反の有無及び違反の内容

○四一五四〇〇七七九	黒川郡大郷町味明字原下六十二・一	アースサポートセンター	児童デイサービス	特定非営利活動法人ワークスコープ	平成二十二年四月一日
○四一五五〇〇六九三	仙台市太白区長町三丁目一番三番三階	ワークスコープ	就労継続支援B型	社会福祉法人愛泉会	平成二十二年四月一日

○宮城県告示第二百三十七号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十二年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
百七十類	蒸し・ゆで魚介藻類	合同会社猪又屋代表 猪又一成	合同会社猪又屋	石巻市長浜町一四・二二

二 認証年月日

平成二十二年三月十二日

○宮城県告示第二百三十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十一年十一月から十二月までに収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十二年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

サツボロビール株式会社 名取市	同左	ビール粕飼料	モルトフアイド/サツボロ サイレージ	H21.11	重 金 属 - 鉛 , 水 銀 , カドミウム	無
パイオバンク株式会社 名取市	同左	混合飼料	RB-2000	H21.11	重 金 属 - 鉛 , 水 銀 , カドミウム	無
キリンビール株式会社 仙台市	同左	ビール粕	モルテ イ	H21.10	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無

安全性に関する検査

平成21年12月収去

製造事業場等の名称 及び所在地	収 去 場 所	飼料又は飼料添加物 の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
株式会社東北水産理 化学研究所 塩釜市	同左	乳牛・肉牛用混合飼 料	理研カルシウム	H21.11	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無
			リン・カルシウム混 合飼料	H21.10	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無
ニッカウオウエヌキー株 式会社仙台工場 仙台市	同左	牛用混合飼料	ハイグロス	H21.5	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無
			モルトフアイドG	H21.12	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無
有限会社三ツ橋榨油 所 仙台市	同左		焙煎粉砕大豆	H21.12	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無
			屑米糠	H21.12	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無
株式会社エオカ・ ハーネスエト東北流通 センター 登米市	同左		こたわり前期	H21.12	重 金 属 - 鉛 , 水 銀 , カドミウム	無
			和牛肥育前期用混合 飼料	H21.12	重 金 属 - 鉛 , 水 銀 , カドミウム	無
朝日精麦株式会社 登米市	同左	和牛育成用混合飼料	こたわり育成	H21.12	重 金 属 - 鉛 , 水 銀 , カドミウム	無

○宮城県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 三百九十八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市中央二丁目三番二九地先から 同市八幡町二丁目〇番地先まで	後	前	八・九 〇・八	二二〇・〇 二二〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 石巻鮎川線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市中央二丁目三番二九地先から 同市八幡町二丁目〇番地先まで	後	前	八・九 〇・八	二二〇・〇 二二〇・〇

○宮城県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の 県 道	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
角田山下線	角田市藤田字半田一〇番三地先から 同市藤田字目角田九五番七地先まで		平成二十二年 三月二十九日

○宮城県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の 県 道	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
丸森柴田線	角田市尾山字北町七六番一地先から 同市藤田字半田六八番二地先まで		平成二十二年 三月二十九日

○宮城県告示第二百四十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称 利府町神谷沢土地区画整理組合
- 二 事務所所在地 宮城郡利府町神谷沢字長田三十五番地十四
- 三 設立認可の年月日 平成十七年十月三日
- 四 変更認可の年月日 平成二十二年三月十五日

○宮城県告示第二百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米市東和町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年三月二十三日

宮城県東部地方振興事務所

所長 東 野 真 人

一 就任した者

平成二十二年三月十一日	及川文雄	登米市東和町米川字町五三番地	監事
平成二十二年三月十一日	菅原儀人	登米市東和町米谷字宮ヶ沢一〇四番地	監事
平成二十二年三月十一日	丸山登	登米市東和町錦織字石倉四番地	監事
平成二十二年三月十一日	後藤鬼子雄	登米市東和町米谷字照井一五三番地	理事
平成二十二年三月十一日	千葉正紀	登米市東和町米川字町下三四番地一五	理事
平成二十二年三月十一日	松野秀郎	登米市東和町錦織字小童子九四番地二	理事
平成二十二年三月十一日	石坂信義	登米市東和町錦織字石倉一七番地	理事
平成二十二年三月十一日	及川律夫	登米市東和町米川字小出沢六〇番地	理事
平成二十二年三月十一日	後藤傳	登米市東和町錦織字山居沢四番地二	理事
平成二十二年三月十一日	阿部芳代	登米市東和町米谷字相川一一番地	理事
平成二十二年三月十一日	春日盛男	登米市東和町錦織字中畑六二番地	理事
平成二十二年三月十一日	及川光雄	登米市東和町米川字館ノ下四二番地	理事
平成二十二年三月十一日	千葉勝記	登米市東和町錦織字芝山二一番地六	理事
平成二十二年三月十一日	及川信代	登米市東和町米谷字吉田五三番地	理事
平成二十二年三月十一日	小野寺幹男	登米市東和町米川字西綱木二七八番地	理事
平成二十二年三月十一日	佐藤忠良	登米市東和町錦織字石倉六〇番地	理事
就任年月日	氏名	住 所	役職名

二 退任した者

平成二十二年三月十日	丸山洋司	登米市東和町錦織字石倉七八番地一	監事
平成二十二年三月十日	小野寺幹男	登米市東和町米川字西綱木二七八番地	監事
平成二十二年三月十日	菅原儀人	登米市東和町米谷字宮ヶ沢一〇四番地	監事
平成二十二年三月十日	佐藤勝明	登米市東和町米谷字宮ヶ沢六八番地	理事
平成二十二年三月十日	武田久雄	登米市東和町米川字町七二番地	理事
平成二十二年三月十日	森本欣八郎	登米市東和町錦織字山谷六番地	理事
平成二十二年三月十日	佐々木勝治	登米市東和町錦織字大舟渡一六番地二	理事
平成二十二年三月十日	首藤徳朗	登米市東和町米川字北上沢七五番地一	理事
平成二十二年三月十日	丸山與志雄	登米市東和町錦織字芝山一〇二番地	理事
平成二十二年三月十日	及川律夫	登米市東和町米川字小出沢六〇番地	理事
平成二十二年三月十日	後藤傳	登米市東和町錦織字山居沢四番地二	理事
平成二十二年三月十日	阿部芳代	登米市東和町米谷字相川一一番地	理事
平成二十二年三月十日	春日盛男	登米市東和町錦織字中畑六二番地	理事
平成二十二年三月十日	及川光雄	登米市東和町米川字館ノ下四二番地	理事
平成二十二年三月十日	及川信代	登米市東和町米谷字吉田五三番地	理事
平成二十二年三月十日	佐藤忠良	登米市東和町錦織字石倉六〇番地	理事
退任年月日	氏名	住 所	役職名

公 告

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年三月二十三日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
伊具郡丸森町館矢間館山字玉川百十三番四、百
十四番一、百十四番五及び百三十五番並びに同字
大門百四十八番一及び百四十八番四並びに同字北
妻一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

丸森町

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工
区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年三月二十三日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒川郡大衡村奥田字梅木二十六番八及び二十六
番七の一部並びに同字長沢一番、十番四、十番五、
十番六、十番八、十番十、十番十一、十番十二、
十番十三、十番十四、十番十五、十番十九、十番
二十、十番二十一、十番二十二、十番二十三、十
番二十四、十番三十六、十番三十七、十番三十八、
十番三十九、十番四十、十番四十一、十一番一、
十二番、十三番、十四番及び二十番一並びに十番
二、十番十六、十番十七、十番四十四及び十五番
の各一部並びに一番地先道並びに十番四十四地先
道の一部並びに十番二地先水の一部並びに同字金
沢一番一、二番、三番一、三番二、四番、五番、
六番、九番、十二番一、十三番三、十五番、十六
番、十八番、十九番四、二十一番一、二十一番二、
二十一番四、二十一番五、二十一番六、二十二番、
二十三番、二十四番、二十五番、二十六番、二十
七番及び二十八番並びに一番一、二十一番一及び
二十一番七の各一部並びに一番及び九番地先道並

びに二番地先水並びに三番一及び二十一番一地先
池並びに同字原三番二及び二十五番並びに三番
一、十八番一及び二十番並びに三番一、二十番及
び二十五番地先道の各一部並びに二十番地先水並
びに十八番一地先池並びに同字熊野沢二十六番
二、四十五番一、四十七番二及び四十七番三並び
に二十六番一、四十五番二、四十六番及び四十七
番一の各一部並びに四十六番地先道並びに同字遠
向三十五番、三十六番、三十七番、三十九番、四
十一番、四十二番及び四十三番、並びに同三十五
番地先池並びに同字前沢十五番、十六番、十九番、
二十番、二十一番、二十二番、二十三番、二十四
番、二十五番、二十六番、三十番、三十一番、三
十二番、三十三番、三十四番、三十五番、三十六
番、三十七番、三十八番、三十九番、四十番、四
十一番、四十三番、四十四番、五十番、五十一番、
五十二番、五十三番、五十四番、五十五番、五十
六番、五十八番、五十九番、六十番、六十一番、
六十二番、六十三番、六十四番、六十五番、六十
六番、六十七番、八十六番及び八十八番並びに十
六番及び四十三番地先道並びに十五番及び二十六
番地先水並びに四十番地先池並びに同字苗代沢四
十三番、四十七番、五十番、五十五番及び五十七
番並びに同村大衡字大日向五十番一及び五十番九
の各一部並びに五十番九地先道並びに同字鏡沢一
番、二番一、二番二、三番、四番、五番、六番、
七番、八番、九番一、九番二、十番一、十二番三、
十二番六、十二番八、十二番九、十二番十、十二
番二十六、十四番二、二十三番三、二十三番四、
二十三番五、二十六番三、三十六番一及び三十六
番四並びに十二番二、十二番七、十二番二十一、

正 誤

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

十二番二十五、十二番三十、十二番三十四、十四番一及び十六番二の各一部並びに十二番六地先道並びに三番地先水並びに同字平林一番二、一番三、三番一、三番三、四番、五番一、五番三、六番三、六番四及び三十二番四並びに一番三地先道並びに同字塩浪三十二番三並びに同字松本一番一、二十五番三及び五十六番一並びに一番二地先道並びに同字寺沢十四番、十四番一、十五番、十六番、十七番、十八番、十九番、二十番、二十一番、二十二番、二十四番、二十五番、二十七番、二十九番、三十番、三十一番、三十四番三、三十七番一、三十七番二、三十八番、三十九番、四十一番、四十三番、四十四番、四十五番、四十六番、四十七番、四十八番、四十九番、五十番、五十一番及び五十二番並びに八番一、十一番及び十三番の各一部並びに二十一番及び二十九番地先道並びに二十五番地先水並びに八番一地先水の一部並びに四十六番及び四十七番地先堤並びに同字団子沢十二番二並びに十二番二地先道並びに同村松の平一丁目七番、八番及び十番並びに六番及び十一番の各一部並びに同村松の平二丁目一番一、一番十九、一番二十、一番二十一、二番、三番、十九番、二十八番、二十九番、三十三番、三十四番、三十五番及び三十九番十三の各一部並びに同村松の平三丁目四番十一の一部(第二工区)

宮城県仙台市青葉区上杉一丁目一番三号
宮城県土地開発公社

○宮城県公報平成一九年号外第一七号(平成十九年三月三十日付け)中

ページ

段

行

正

誤

誤

二六

下

後ろか
ら五

「建設
住宅推
進室」
に、
「気保第
一」
号
宮城県
衛生学
院

「建設
住宅推
進室」
に、
「気保第
一」
号
宮城県
衛生学
院

「建設
住宅推
進室」
に、
「気保第
一」
号
宮城県
衛生学
院

「建設
住宅推
進室」
に、
「気保第
一」
号
宮城県
衛生学
院